

医療従事者研修 DV問題とは

久留米市男女平等推進センター
相談コーディネーター
社会福祉士 石本宗子

はじめに

- ◎ DV問題は、世界的には1970年代から、日本においては1995年の世界女性会議を契機に、顕在化してきた問題
 - ◎ 人目に触れない密室の中で起きていることや、加害者による巧妙な支配と管理のために、被害者自身が、被害を認識していない場合が多い → 外からは問題が見えにくく潜在化し、深刻化しやすい
- ↓
- ◎ 当事者だけでは解決が困難で、適切な介入、地域・社会全体の取り組みが必要な問題との認識が広がり始めました。

DVとは

「親密な関係にある男女間における身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力等」

※ 親密な関係とは、法律婚姻関係や現在進行中の関係だけに限らない。夫婦、内縁の夫婦、別居中の夫婦、元夫婦、婚約者、元婚約者、現在つきあっている恋人、以前つき合っていた恋人といった関係も含む概念

暴力の形態・内容／身体的暴力

★体を傷つける暴力

叩く、殴る、蹴る

髪をつかんで引きまわす

首を絞める刃物を振り回し傷つける

相手の頭や体を壁や家具に叩きつける

相手の体に向けて物を投げつける等

暴力の形態・内容／精神的暴力

★心を傷つけたり、恐怖心を与える暴力

無視する、罵る、貶める
どなる、脅す、ものを投げつける
相手が大切にしているものを壊す
命令口調でものを言う、使用人扱いする
すべての判断を夫がする
何をするにも夫の許可を取らせる
「おまえが悪い」「おまえのせい」と言う
「自殺する」と脅す、自傷行為をする等

暴力の形態・内容／性的暴力

★性的自己決定権を奪う暴力

望まない性交渉・性行為の強要
避妊に協力しない
産むこと或いは産まないことの強要
不妊治療の強要
リベンジポルノ（わいせつな画像を配信等）
売春の強要 等

暴力の形態・内容／経済的暴力

★生活権を奪う・力関係を誇示する暴力

生活費を渡さない

少額の生活費しか渡さない

お金を持ち出す

借金の強要

過度な家計費へのチェック 等

暴力の形態・内容／社会的暴力

★行動の自由を奪う暴力

外出を制限する

行動をチェックする

他人とのつきあいを嫌がる

例 どこに行くかを報告させる
実家に行くのを嫌がる
友だちと会うと言うと不機嫌になる、メールをチェックする
仕事に行かせない

統計に見る実態①

◎ 配偶者暴力相談支援センター

★2013年度

相談件数 99,961件

一時保護件数 4,373件

◎ 警察署

★2013年

相談件数 49,533件

統計に見る実態 ②／内閣府2011年

- ☐ 身体的暴行（殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばす）を受けた経験有

女性25.9%、男性13.3%

- ☐ 人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的嫌がらせ、あるいは、本人もしくはその家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた心理的攻撃の経験有

女性17.8%、男性9.5%

- ☐ 性的行為の強要を受けた経験有

女性15.1% 男性3.4%

統計に見る実態③／警察統計

★2013年

検挙した配偶者（内縁を含む）間の

殺人、暴行、傷害件数 4,444件

被害者女性 4,120件（92.7%）

被害者男性 324件（7.3%）

※1日に約12.2人が配偶者間の
暴力で検挙されている

うち殺人件数 155件
106件（68.4%）女性が被害者

※ 身体的暴力の被害者の多くは女性
※ 3.4日に1人以上の女性が夫に
殺されている

加害者に見られる状況

- 問題飲酒、薬物依存、暴力的な性格などが原因であることは少ない。年齢、学歴、職業、社会的地位も何ら関係なく「普通の人」。
- 相手に対する自己中心的な振る舞いや言動をあたりまえのことと思っている。
- 相手を所有物、従属物と見る意識が強く、思い通りに管理・支配してあたりまえと思っている。
- 自分の非を認めない／自己正当化、相手への責任転嫁がある。 ⇒被害者意識が強い。
- 相手は自分の気に入るようにすべき存在と思いこんでいる。
- 暴力的なくらいが男らしいという考えを持っている。

被害者の状況

- 被害者になりやすい特徴はない
- 被害により、安全、自由が脅かされている
同居しているとき、離れるときも危険。離れた後もつきまとい、追跡が続き安全ではない。

【特徴的な状況】

- ・ 罪悪感を持たせられている>>>自責感が強い
- ・ 相手の気に入るようにできない自分が悪いと思
いこみ、自信喪失、自己否定の感情が強くなっ
ている ⇒自尊感情の低下が起きる
- ・ 心身の不調を抱えている（トラウマ、負傷）
- ・ 経済力を奪われている
- ・ 孤立・無援状態になっている

DVは、被害者が引き起こしている問題ではなく、加害者が相手を自分の思い通りに支配・管理しても許されるという価値観や考えを持っているために起きている問題。

子どもへの影響

DVが起こっている家庭の多くでは、子どもも暴力の直接の対象になっている。（直接的な暴力被害）

また、暴力を目撃したり、物音や声を聞いたり、被害者の負傷の様子や起こった後の家の中の荒れた様子などを見るなど、心理的な影響（間接的な被害）は避けられない。

具体的な影響

巻き込まれている状態

- 一方が他方を支配する関係を学ぶ。
- 物事の解決方法として暴力を選ぶことを学ぶ。
- 暴力の中で、不安や恐怖心を抱えているため、自分の感情や意思を押さえ込んでいる。

例 家庭内暴力（一緒に暮らす親や兄弟に暴力をふるう）
学校や保育園などで他の子どもに乱暴な態度をとる
不登校・引きこもり
デートDV・DV
（家に居場所がなく家出し）万引き・売春行為等

DV被害を受けている乳幼児に見られる主な様子

東京都立小児総合医療センター臨床心理士工藤宏子資料より

- ◎ 大人の顔色をうかがう
- ◎ 表情が乏しい
- ◎ 落ち着きがない
- ◎ 乱暴な行動がある（つき飛ばす、なぐる、蹴る）
- ◎ 緊張している
- ◎ おびえている
- ◎ 攻撃的行動がある（物に当たる、物を投げる、壊す）
- ◎ 暴力的な言動がある

関わった例 ①

- ◎ 眉間にたてじわを寄せて不安そうな表情の1歳2カ月児
- ◎ 幼児とは思えないほど聞き分けがよい反面、激しく母親に噛みつく攻撃性を表す2歳児
- ◎ 他の子どもたちを突き飛ばし、顔や体を蹴飛ばす行動を繰り返す3歳児
- ◎ ひたすら母親の顔色を見て、母親の指示通りに弟妹の世話をする6歳児
- ◎ 母親に心配をかけまいとして聞き分けよくふるまう3歳児
- ◎ ぼーっとした状態になることが多いと語る6歳児

関わった例 ②

- ◎ 解離し、行動の記憶がない7歳児
- ◎ 母親に自分の気分通りの行動を求め、行動を縛り仕事に行くことすら妨害する10歳児
- ◎ 突然火がついたように起こり始め、机を男の子たちに投げつけた7歳児
- ◎ 些細なことで興奮し、母親に噛み付き暴力をふるい、暴言を吐く11歳児
- ◎ おちつきがなく、授業中に抜け出す10歳児
- ◎ 家に居場所がないと感じて早く家を出て性産業に入って行った14歳児
- ◎ 交際相手にデートDVをしていた20歳の青年

DVが起こる主な原因・背景

- 男性優位の価値観、男性中心の社会経済構造・意識の根強さ
- 明治民法を根拠に形成された「家父長制」＝一家の決定権は夫にあり、妻は従属物とする意識が残っている
- 社会的に作られてきた固定的な性別役割意識
- 暴力を容認する社会意識 等

DV防止法制定

2001年

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が議員立法により制定される

2004年 第一次改正

2007年 第二次改正

2013年 第三次改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へ

＝本拠を共にする交際相手も対象に

主なDV被害者支援策 (DV防止法)

【主な施策】

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置
- ・ 保護命令発令・・・接近禁止6か月、退去2か月、電話・メール等の禁止
- ・ 医療機関による通報義務（本人了解の上）及び本人への情報提供
- ・ 警察による安全確保
- ・ 職務関係者に対する安全確保等の努力義務

医療関係者に求められていること 【通報】

【第6条第2項】

医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾患にかかったと認められる者を発見した時は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するように努めることとする。

【久留米市においては、次のところへ通報を】

男女平等推進センター 0942-30-7802
家庭子ども相談課 0942-30-9208

医療関係者に求められていること 【情報提供】

【第6条第4項】

医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾患にかかったと認められる者を発見した時は、その者に対し、配偶者暴力相談支援センターの利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

【久留米市においては、次を情報提供する】

男女平等推進センター 0942-30-7802
家庭子ども相談課 0942-30-9208

職務関係者に求められること

(1) 被害者及び子ども等の安全確保の徹底

根拠：「DV防止法第23条」／「職務上関係のあるものは、その職務を行うに当たり（略）、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない」

- ① 業務を通じて安全確保に関する情報提供と安全に生活再建するための行政サービスの提供
- ② 守秘義務の徹底、被害者に関する情報管理の徹底

(2) 被害者に対して二次被害を与えない

DV被害者対応の主な留意点

※ 被害者が悪いのではない

※ DVは暴力、人権侵害である

- ◎ DVは加害者に責任が発生する問題であることをしっかり認識して被害者に対応する。
- ◎ 安全確保
 - ・・・ 守秘義務を守る、情報管理の徹底
- ◎ 本人の自己決定を尊重する
 - ・ 支援する側の価値観を押し付けない
 - ・ 危険なことや無理な行動を要求したり、無理強いしない。
- ◎ 二次被害を与えない。
- ◎ エンパワメントをめざす。

二次被害にあたる例

(参考：内閣府発行のパンフレットより)

- 被害の深刻な状態を理解しようとししない／一方的に斟酌する／過小評価する
例／叩くのは夫の愛情
- 被害者の安全確保を第一とせず、修復を勧める／話し合いを勧める
例／夫婦間のことから話し合えばわかるのでは
- 暴力を容認、或いは、肯定する対応をする
例／夫はストレスがたまっていたのでしょう
- 被害者にも落ち度があるという思い込みで対応する
例／あなたが夫を怒らせるようなことをしたからでしょう・あなたにも悪いところがあったのでは
- 行動しないことを責める
例／どうして逃げないの・どうして離婚しないの
- 被害者の秘密の保持に配慮しない
例／良かれと思って本人の了解なしに他の人に相談する

久留米市のとりくみ①

- ◎ 久留米市男女平等を進める条例
(2002年9月)
- ◎ 久留米市DV対策基本計画
(2010年8月)
- ◎ 久留米市DVのないまちづくり宣言
(2010年11月)

久留米市のとりくみ②

◎ 社会啓発

啓発パネルの展示、啓発カードの配布
標語・シンボルマークの募集
研修や講座等の実施

◎ 被害者支援

安全確保のための施策
生活再建のための施策
関係機関・団体とのネットワークの構築
等

医療関係者の立場と役割

◎ 医療現場は、DV被害者の第一発見者になりえる立場

DVの被害者は、怪我の程度がひどいときや心の不調に限界を感じた時には医療機関を訪れており、医療機関は第一発見者になる可能性が高い。

◎ DV被害者が被害直後に最初に出会う人としての医療関係者による支援の重要性

DV問題を意識した怪我や症状の原因の問
いかけ・声かけがきっかけで、速やかに支
援につないでいくことが期待されている。

まとめ

DVは、人としての尊厳を、安全に安心して生きる権利を奪います。

犯罪をも含む重大な人権侵害です。

女性に対する暴力への理解が深まり、女性に対する暴力のない、女性や子どもたちが、安全に安心して暮らせる社会の実現を願っています。

ご清聴
ありがとうございました

石本 宗子